平成２１年（フ）第２１２３５号
埼玉県吉川市栄町1393―１
破産者　平江　麗香
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１２４１号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1727―51
破産者　外村　大作
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１３８８号
東京都墨田区押上２丁目９―３―502
破産者　大和久元明
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４１２号
東京都杉並区本天沼３―37―７―Ａ202、住民票上の住所愛知県岡崎市赤渋町字蔵西17―１
破産者　鈴木　晶人
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１４６９号
千葉県八千代市大和田新田747―１―７―1503
破産者　福井　省吾
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６１０号
東京都足立区西綾瀬３丁目26―２―306
破産者　大門　幸一
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６２３号
東京都小平市上水南町１丁目31―34
破産者　横江　直子
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６２４号
東京都江戸川区東葛西５丁目２―18―１Ｆ
破産者　新田　康介
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６２５号
東京都江戸川区東葛西５丁目２―18―１Ｆ
破産者　新田　紀子
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６７１号
東京都葛飾区東四つ木４丁目51―６―101、開始決定時の住所東京都葛飾区堀切１丁目14―４―Ⅱ―206
破産者　肥田　圭司
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６８３号
東京都足立区平野１丁目23―13―105
破産者　岩本　良司
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１６８４号
東京都目黒区青葉台１丁目26―１―803
破産者　宮前　　豊
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７０１号
東京都中野区野方６丁目14―１―203
破産者　浅野　郁子
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７１１号
東京都墨田区向島５丁目34―８―302
破産者　加賀美恭代
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７１２号
千葉県松戸市千駄堀1587―１―103
破産者　加賀美伸孝
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７１７号
茨城県龍ヶ崎市馴馬町3191―２―Ａ―103
破産者　西　　元弘
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７２５号
千葉県南房総市富浦町豊岡５―２
破産者　浦部　勝身
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７２６号
埼玉県川口市朝日３丁目22―４
破産者　浦部喜美子
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７２８号
埼玉県新座市栄５丁目11―30　グレイスⅡ203佐藤方
破産者　田村　敏之
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７４５号
東京都あきる野市小川532―１―Ａ―101
破産者　白鳥　康一
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７４６号
東京都あきる野市小川532―１―Ａ―101
破産者　白鳥　順子（旧姓嶋田）
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１７５１号
千葉県市川市新井３丁目２―７―202
破産者　関本　照子
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部